

1 将来高速炉サイクルが成り立つと考えているのかどうかについて

経産省

1.1 将来の高速炉サイクルが成り立つ条件（施設の種類、施設数、減容や増殖の度合い・必要期間、包括的・具体的コスト、労働者の被曝程度）を検証するための、具体的なシミュレーション等を過去に実施したことはありますか。

経産省 文科省

1.2 全米科学アカデミーは 1996 年に、大規模シミュレーションの結果を報告書『NUCLEAR WASTES: Technologies for Separations and Transmutation』にまとめ、政府に報告しています。この結果内容を精査したことはありますか。

経産省

1.3 フランスアストリッド計画が日本の高速炉計画に利するという具体的な判断根拠は何ですか。

1.4 高速炉が減容目的であれば、高速炉を要とする核燃料サイクル政策は、将来性のある持続的なエネルギー政策には全くならないのではないですか。

2 新高速炉開発計画のコストについて

経産省

2.1 2014～2017 年度の高速炉開発関連予算は、経産省だけで 193 億円にのぼる。その内訳を具体的に提示してください。

2.2 2018 年度予算の概算要求でも「高速炉の国際協力等に関する技術開発委託費」として 53 億円が計上されています。どこに対する、どのような開発のための「委託費」であるのか、具体的に提示してください。

経産省 会計検

2.3 これまで、高速炉開発計画関連のこうした予算使途等については国民に開示されてきませんでしたが、公開すべきではないですか。【会計検査院への質問➔】2.1 および 2.2 の現状を認識された上で、巨大・巨額な国家プロジェクトである高速炉開発関連費の運用方法が非常に不透明であることをどうお考えですか。会計検査院としても注目すべき案件ではないのでしょうか。

3 第三者専門家会議の必要性

経産省

3.1 新高速炉開発計画がそもそも必要であるかどうかを含めて検証するための、独立性の確保された第三者専門家会議を設ける考え・計画はないのですか。

3.2 巨大なプロジェクトであり、今後の国民生活に与える影響も多大であることから、全国各地で公聴会を開催し、広く世論に問う機会を設けることが不可欠ではないですか。「不要」と考える場合はその理由も示してください。

4 余剰プルトニウムの処分について

経産省

4.1 昨年 6 月の院内ヒアリングにて、英国が日本のプルトニウム処理・引き取りについて前向きな意見を発信していることについては「経産省に正式な申し出がないため検討していない」旨答弁されていますが、英国の申し出は原子力委員会の議事録（2012、第 56 回臨時会議など）で確認できるものです。しかもプルトニウムの計画的利用が見込めない状況なのだから、当然の職務の一環として英国の申し出を把握し、検討する体制をつくるべきではないですか。

経産省 会計検

4.2 同ヒアリングにて、米国が希釈処分 4 トンの余剰プルトニウムを処理し、コストも 3 分の 1 程度であることについて「研究されていることは聞いているが知らない。プルサーマルでやっていきたい」旨の答弁をされています。プルトニウムの計画的利用を見込めないのが現状なのだから、率先してプルサーマル以外のプルトニウム処分方法を模索・研究すべきではないです

か。そこまでしてプルサーマル以外の処分方法を排除する理由は何ですか？【会計検査院への質問➔】プルサーマルのコストが通常のウラン燃料より遙かに高いことは明らかです。プルサーマルの計画も立てられない状況です。コスト的にも、(また核セキュリティ上も)「希釈処分」が優れていることが、米国のケースから明らかになっています。米国はプルサーマル用 MOX 燃料工場の建設を費用高騰のため断念し、希釈処分といった代替案を堅実に検証しています。日本でも MOX 燃料加工工場の建設は思うようにいかず、総事業費も約 2 兆 3000 億円と試算されています。米国の事例から学ぼうともせず、こうした先の見えないプルトニウム利用に巨額を投じ続けている政策を厳しく監督する必要があるのではないですか。

4.3 同ヒアリングで、プルサーマル計画については「電事連が六カ所操業開始までに新たなプルトニウム利用計画を策定する」と答弁しています。

経産省

4.3.1 再処理工場の操業が 3 年ほど延期になっていますが、新たなプルサーマル計画は出来ているのですか。どの程度進展していて、どのような内容なのか、具体的に示してください。

経産省 規制庁

4.3.2 原子力委員会は「わが国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」において、公表すべきプルトニウム利用目的として「利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の目途を含む」と明示しています。したがって「利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間」が明示できない計画は有効な計画とは言えないはずですが、その点どのようにお考えか、明確に答えて下さい。

5 六カ所村の核燃料サイクル施設について

5.1 再処理工場に収められた神戸製鋼社、三菱マテリアル社の実態把握はどこまで進んでいるのですか？

5.2 使用済燃料貯蔵プールの漏水が発覚した際、最終的には施工不良が行われた実態を把握するために必要な工事日誌が不明朗で、工事の実態が把握できなかったことがありましたが、神戸製鋼社と三菱マテリアル社の製品の使用実態は工事日誌等で確認が取られていますか？

規制庁

5.3 神戸製鋼社は埋設クレーン工事を担当したことを明らかにしていますが、2号廃棄物の埋設クレーンが不調なのは神戸製鋼社の工事が不良だから起きたのですか？

5.4 神戸製鋼社リサイクル燃料貯蔵社の貯蔵施設の工事も行ったと明らかにしていますが、そちらにも強度データ改ざん製品が使われていた可能性があるかどうかの調査をしていますか？

5.5 リサイクル燃料貯蔵社 2018 年後期に操業を開始するとしていますが、原子力規制委員会の審査がいつ終わるか見通せない状況で、操業予定を示すことをどのように思いますか？

また、日本原燃が 2021 年上期に再処理工場を完工するとしていますが、原子力規制委員会の審査の再開が見通せないのに、完工予定を示すことをどのように思いますか？

経産省

5.6 現在の使用済燃料貯蔵量は約 1 万 8 千トンですが、再処理工場が順調に 40 年間無事故で再処理を行うのに、3 万 2 千トンの使用済み燃料が必要ですが、1 万 4 千トンの使用済燃料が発生する予定が立っているのでしょうか？

5.7 リサイクル燃料貯蔵社が 2018 年後期に操業を開始する前に、2068 年までに 5 千トンの使用済燃料が第二再処理工場に搬出される計画が国から示されるべきですが、その協議は既に着手されているのですか？

6 火山の噴火に対する規制基準

規制庁

6.1 非常に微細な火山灰の堆積が核燃料サイクルの各施設にもたらす影響について、どのような規制基準がありますか？詳しく説明して下さい。